

通学路上及び学校施設におけるブロック塀等への対応について

1 通学路上におけるブロック塀等への対応について

(1) これまでの経過

平成30年6月

・学校長あてに「学校におけるブロック塀等の安全点検等について」の文書を発出し、通学路の安全点検の実施、危険箇所の確認を依頼

平成30年7月

・学校から危険箇所の報告 小学校26校 83件

平成30年8月

・学校からの報告を基に、事務局職員が現地確認
 専門職による確認が必要なもの 小学校26校 計70件
【主な内容】 老朽化によるひび割れ、傾き等 53件
 2メートルを超えるもの 17件

・学校長あてに「通学路の安全確保について」の文書を発出し、通学路の安全指導等について依頼
 ・専門職の確認が必要な70件を対象に、まちづくり局技術職員が現地確認を開始し、所有者あてに、リーフレット等により安全点検に関する注意喚起の周知啓発を行う。

(2) 今後の対応予定

・小学校長会議において、通学路の安全指導の徹底を図る。
 ・引き続き、まちづくり局技術職員による現地確認等を実施し、その結果、安全対策が必要と思われる所有者あてに、改善指導を行う。
 ・現地確認の結果について、教育委員会から警察や関係局区で構成する「通学路安全対策会議」の各区部会に情報共有を図るとともに、引き続き民間のブロック塀に関する情報提供等関係機関に協力要請

2 学校施設のブロック塀等への対応について

(1) これまでの経過

平成30年7月

・現行の建築基準法の仕様に適合しない疑いのあるブロック塀等を有する学校を文教委員会等で以下のとおり報告

現行の建築基準法の仕様に適合しない疑いのあるブロック塀等を有する学校 24校 (重複している学校2校あり)	ブロック塀		投てき板	
	高さ2.2m超	高さ2.2m以下 ・仕様を満たす 控壁無し	高さ2.2m超	高さ2.2m以下 ・仕様を満たす 控壁無し
	6校	12校	2校	6校

平成30年8月

・高さ2.2m超のブロック塀と隣接する隣地の方々へ、個別訪問し、ブロック塀の撤去工事を行う旨の説明を開始

(2) 今後の対応予定

- 2.2m超のブロック塀

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
ブロック塀撤去 (予備費)	緊急工事 契約	撤去工事 ・ 仮囲い設置						
新規フェンス設置 (補正予算計上)	設計の 発注準備	設計契約					新規フェンス設置工事 の発注準備	工事契約

- 投てき板は、8月中に撤去着手
- 2.2m以下で仕様を満たす控壁無しのブロック塀等は、ランク付けを行い、予算措置を含め、公共施設の安全性のあり方について全庁的な検討を実施し、方向性を確定